

■教育相談計画

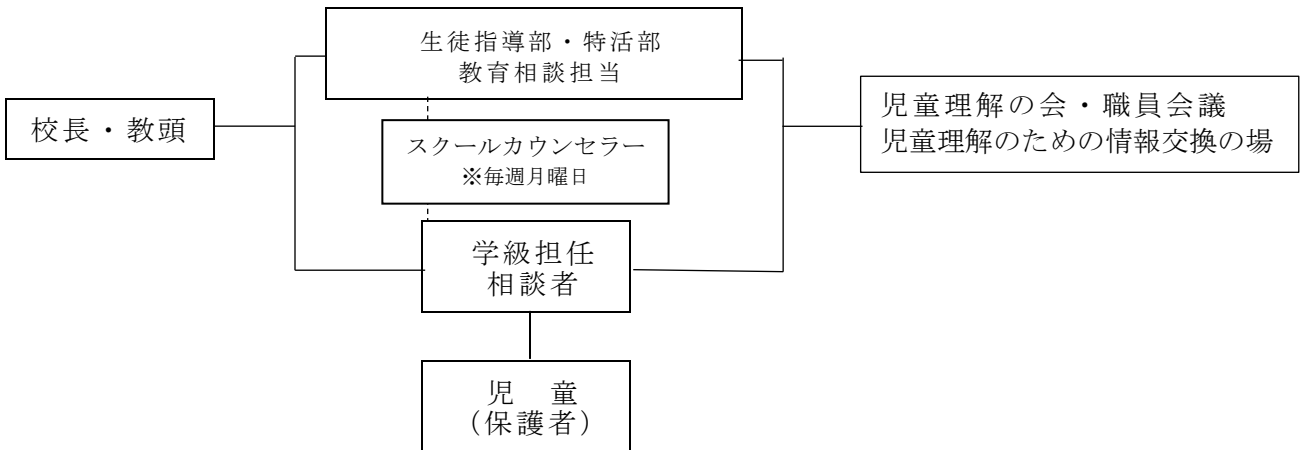
① 教育相談のねらい

- ア 一人ひとりの児童が感じている悩みや困惑している問題を共に考え、児童自身がその問題を乗り越えられるように支援する。
- イ 一人ひとりの児童の個性を尊重し、自己実現への援助を図る。

② 基本方針

- ア 教育相談係を中心に教育相談の校内体制づくりを図る。
- イ 全ての教職員が児童理解に努め、児童理解のための情報交換の場を持つ。
- ウ 学級担任による教育相談を中心としながら、児童の自発来談を推進する。
- エ 相談ポスト、相談カードを設置し、教育相談を効果的に活用する。
- オ 専門機関や、スクールカウンセラーとの連携を図る。

③ 校内体制



④ 相談室の運営

- ア 教育相談担当が管理運営する。
- イ 児童から相談を受けた学級担任・相談者・スクールカウンセラーが活用する。
- ウ 相談を受ける方法
 - ・ 直接児童から学級担任、相談者が相談を受ける。
 - ・ 相談ポストに入った相談カードにより学級担任、相談者、スクールカウンセラーが受ける。
 (相談ポスト・相談カードは保健室前と中央階段2階フロアに設置する。)

⑤ 年間指導計画

月	指導内容	月	指導内容	月	指導内容
4	相談室利用について	9		1	
5	個人面談週間	10	個人面談週間	2	個人面談週間
6		11		3	
7		12		(毎月)	児童理解の会 いじめアンケート実施

⑥ いじめアンケート(記名式)の実施

- 毎月、いじめアンケートを実施しいじめの早期発見に努める。
- 5月・2月は、家庭に持ち帰って実施することで発見に努める。